

成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブル きっぱり断ることも勇気！！

全国の消費生活センター等に寄せられる相談をみると、20歳になった若者（成人）からの相談では「サイドビジネス」「マルチ取引」「エステ」が上位になるという特徴が見られ、金額も高額になります。未成年者が行った契約で親権者の同意がない契約は原則取消すことができますが、成人になると未成年者のような保護はないので、社会経験が乏しい若者を狙い撃ちする悪質な業者による消費者トラブルも多く発生しています。

【若者に多い相談事例】

- ・街中で声をかけられ、タレント事務所に同行し所属契約をした。翌日解約を申し出したら違約金を請求された。
- ・料金プランが変わる前にと急かされ、痩身エステの契約をしてしまった。後日、中途解約を申し出たが、支払い請求額が高すぎて納得できない。
- ・友人に誘われエステの無料体験をした。契約した際は、まだ19歳だったが、日付を記入せず契約し、後日、誕生日の翌日の日付を入れるよう言われて記入した。その後、業者に解約を伝えると、中途解約になると言われて納得できない。
- ・友人から誘われ、投資用教材を契約したが、代金58万円を消費者金融で借りるよう言われ、職業を偽って借りた。返済が困難なので解約し返金してほしい。
- ・SNSで知り合った女性に連れて行かれた事務所で自己啓発セミナーの契約を勧められ、入会金90万円を借金で払うよう言われた。

【相談からみる問題点とアドバイス】

- 契約に関する知識が乏しいことに乗じて契約をさせられてしまう事例が目立ちます。いったん契約すると、契約当事者には、契約責任が発生します。自己都合で簡単に取り消すことはできません。後々後悔しないように、契約責任を負う立場を自覚し、安易な気持ちで契約することはやめましょう。
- 「絶対もうかる」など、うのみにして高額な契約をする事例があります。簡単に大金を得ることは通常あり得ません。うまい話には飛びつかず、冷静になって考えましょう。
- 業者が断りにくい状況を意図的に作り、断りきれないまま契約している事例があります。業者に急かされるまま高額な契約をすることは非常に危険です。不必要な契約は勇気をもって、きっぱり断りましょう。
- 副業の先行費用として高額な商材購入を勧められたり、高額なエステをさせられたり、言われるがままクレジット契約したり、「お金がない」と断っても消費者金融での借金をさせられる事例があります。クレジットも借金です。自分の支払い能力を超えた借金はこれからの生活を脅かします。安易に契約しないでください。
- 契約内容によっては、取り消しや解約ができる場合があります。一人で抱え込まず、周りの人や、消費生活センター等へ相談しましょう。

[H28.10.27 国民生活センター公表]

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP:050-5808-9600, 0584-69-3111
- 消費者ホットライン ☎^{いちゃ}188